

令和7年度 那賀町子育て世帯使い捨ておむつ等支給事業委託業務仕様書

1 事業名

令和7年度 那賀町子育て世帯使い捨ておむつ等支給事業委託業務

2 期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 場所

那賀町役場（那賀郡那賀町和食郷字南川104-1）ほか那賀町が指定する場所及び方法

4 業務

那賀町子育て世帯使い捨ておむつ等支給事業を行う事業者（以下「受注者」という。）は、養育者の精神的、経済的負担軽減と未就学児の継続的な見守りを行うため、那賀町（以下「発注者」という。）が使い捨ておむつ等の給付を決定した利用者が通う那賀町認定こども園または那賀町地域子育て支援センター（以下「施設」という。）に、発注者または園長及び所長（以下「注文者」という。）が発注する使い捨ておむつ及びおしり拭き（以下「使い捨ておむつ等」という。）を直接配達するものとする。

受注者は必要に応じて、発注者及び注文者等に対して導入前研修を施設にて実施し、円滑に事業開始が可能な体制を整えるものとする。

なお、業務の流れは、別紙1を参照すること。

5 使い捨ておむつ等の利用者・枚数・種類

（1）利用者は那賀町内に住民登録がある未就学児とする。また、在園児と未就園児が利用できるサービスは以下のとおりとする。

- ・在園児 利用制限：なし
使用可能：使い捨ておむつ、おしり拭き（流せるタイプ）
- ・未就園児 利用制限：なし
使用可能：使い捨ておむつ

- ・設計仕様 原則、在園児、未就園児それぞれの1人あたりの単価で算出する

（2）受注者が施設に配達する使い捨ておむつ等の製品仕様、種類は別紙2によるものとし、1か月当たりの利用制限は設けない。

6 使い捨ておむつ等の発注・配達方法

（1）発注者が施設に配属された注文者に利用者数を通知し、注文者がインターネットから

使い捨ておむつ等の必要数を受注者に発注する。なお、最低発注単位は1箱（使い捨ておむつ3パック程度）からとする。受注者はインターネットで発注するシステムを用意しておくこと。また、システム内には注文履歴が残る仕様とすること。

（2）発注者及び注文者は必要数を原則当日13時までに発注すること。受注者は発注の翌日までに出荷し土日祝を含めない4営業日以内に施設に届けることとする。遅延がある場合は速やかに発注者に連絡・協議の上配達日を決定すること。

（3）受注者は、配達に誤りが生じないように努めること。万が一、配達誤りが生じた場合は、速やかに交換を行うこと。

（4）使い捨ておむつ等のサイズの変更については、月途中であっても利用者の成長に合わせて変更が可能とする。

（5）利用者の転居等による使い捨ておむつ等の変更・中止等利用人数の変更については、当月25日までに発注者または注文者から受注者に連絡し、翌月から適用されること。

（6）受注者は配達日時等について、発注者及び注文者からの問い合わせに対応すること。

7 使い捨ておむつ等の品質

（1）受注者が施設に配達する使い捨ておむつ等は、衛生面に留意し配布枚数に合わせて必ず密封包装を行い、配達しなければならない。また、包装については、中身と異なった表示をしないこと。

（2）未就園児へ支給する使い捨ておむつには転売防止シールを添付するなど転売防止策を実施すること。

（3）配達の際、不衛生にならないよう細心の注意を払い、使い捨ておむつ等に不具合があった場合は、受注者負担により交換を行うものとする。

（4）受注者は使い捨ておむつ等の商品や使用方法等について、発注者、注文者または利用者からの相談に応じられる体制を整えておくこと。相談窓口はメール及び電話での対応とすること。

8 契約金額及び支払い

受注者は、在園児、未就園児それぞれの使い捨ておむつ等の定額利用料金1人当たりの金額に各月の利用人数を乗じて算出した金額（消費税含む）を翌月10日頃までに請求し、発注者は請求日より30日以内に受注者に毎月支払うものとする。

9 業務の再委託

業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。

10 解除権

（1）発注者は、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができ

ないと認められるときは、契約を解除することができる。

(2) 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、入札金額に100分の110を乗じて算出した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うものとする。

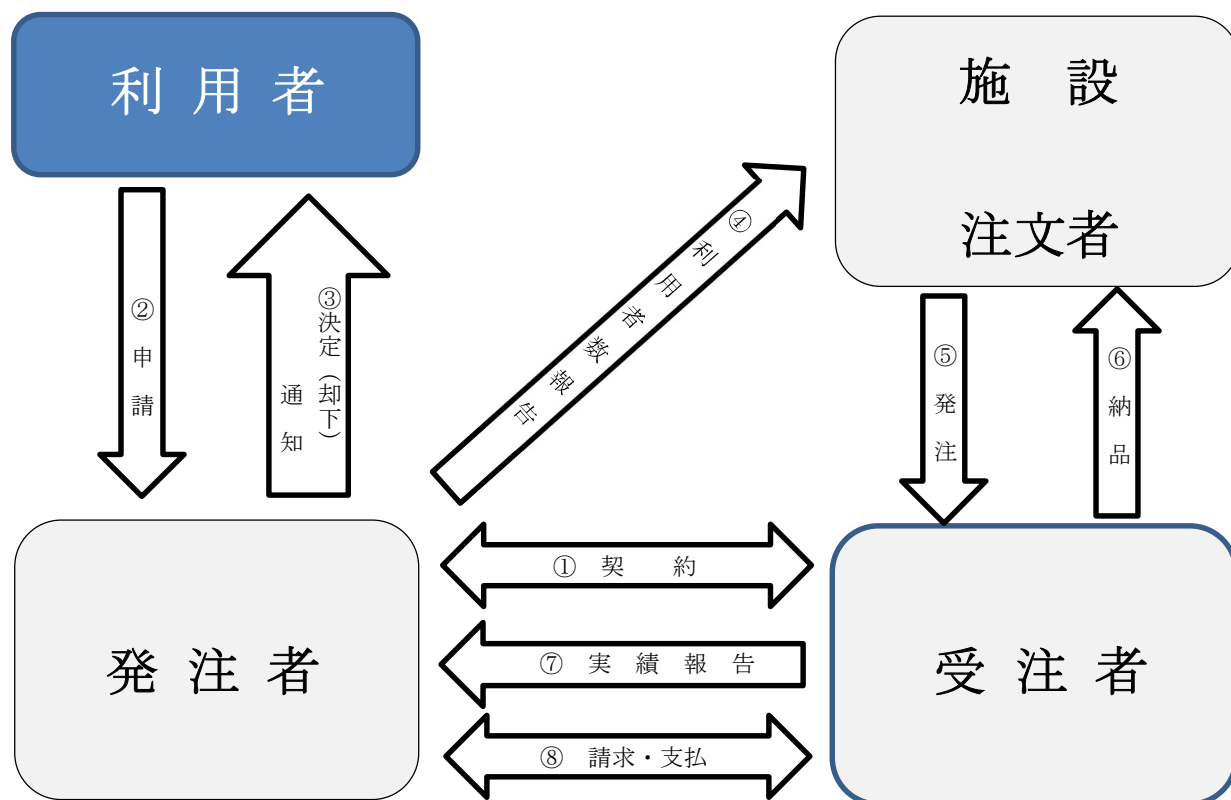
1.1 その他

- (1) 受注者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例、要綱等を十分に遵守する。
- (2) 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしない。
- (3) 業務委託の履行に伴い発生する記録、データ、カリキュラム、職員が提出したレポート、アンケート等の作成物に係る著作権は発注者に帰属する。ただし、受注者が本業務委託の開始以前から権利を保有している著作物やテキスト・資料は除く。
- (4) 受注者は、本事業の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、那賀町個人情報の保護に関する条例等の関係規定を遵守するものとする。
- (5) 契約金額には、導入前研修費、配布用資料作成費、那賀町内での職員研修の運営経費等を含むものとする。なお、発注者では、講師の研修会場までの送迎は行わないこととする。
- (6) 本仕様書及び契約書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合については、その都度、発注者と受注者が協議により決定することとする。
- (7) 入札により決定した在園児、未就園児それぞれの使い捨ておむつ等の定額利用料金1人当たりの金額は以下のとおりとする。

	寸法	予定数量	単位	単価(税込)
01 在園児	S、M、L、XL、 XXL(相当サイズ)	300	人	¥
02 未就園児	S、M、L、XL、 XXL(相当サイズ)	264	人	¥

別紙 1

業務フロー概略



①	契約	発注者と受注者の間で使い捨ておむつ等の利用者1人当たりの単価による契約締結
②	申請	利用者が発注者へ申請
③	決定（却下通知）	決定（却下）通知を利用対象者に送付
④	利用者数通知	利用が決定した対象者名簿を施設の注文者に報告。
⑤	発注	発注は当日13時までとする。 利用者数に変更があった場合は当月25日までに受注者に連絡し、翌月から適用させる。
⑥	納品	納品は注文者の発注後翌日に発送し、土日祝を含まない4営業日以内に届けることとする（原則）。
⑦	実績報告	受注者は、月ごとの発注履歴をシステム内に残しておくこと。また、発注者はそれを毎月確認すること。
⑧	請求・支払	受注者は翌月10日頃までに発注者に請求書を月単位で発行し、発注者は請求日より30日以内に支払いを行うものとする。なお、請求額は在園児、未就園児それぞれの使い捨ておむつ等の定額利用料金1人当たりの金額に各月の利用人数を乗じて算出した金額（消費税含む）とする。

別紙 2

使い捨ておむつ等の製品仕様、種類

製品仕様						
使い捨ておむつ規格	サイズ	S	M	L	XL	XXL
	形状	パンツ タイプ	パンツ タイプ	パンツ タイプ	パンツ タイプ	パンツ タイプ
	対応体重 (目安)	4～8kg	6～11kg	9～14kg	12～17kg	15～28kg
	備考 ＜全サイズ共通＞	・全サイズテープ付きパンツ（ウエスト調節機能付き）であること。ただし各サイズにおいてテープタイプ、パンツタイプの両方を準備できる場合は同等品以上と認める。 ・未就園児用には転売防止策を実施すること ・モレを防ぐため股には立体ギャザーがあること ・肌荒れ防止の観点から、ムレにくい加工がされていること ・同等品以上とする				
おしり拭き規格	サイズ	19cm×15cm程度				
	原材料	パラベン不使用、香料不使用				
	備考	トイレに流せるタイプのみとする 厚手タイプのみとする 同等品以上とする				